

平成24年9月定例会

議案説明資料 予算に関する説明書

警察本部

トータルコストについて

トータルコストは、事業ごとに事業費と人件費を一体としたコストを表します。あくまで、費用対効果を判断するための参考表記ですので、職員定数と厳密には一致していません。

また、人役については、表示単位未満四捨五入で表示しており、結果が0.0人役となるものについては、人件費を0としています。

平成24年9月定例会議案説明資料目次

【予算関係】
(一般会計)

警察本部

議案番号	件名	課名等	頁
議案第1号	平成24年度鳥取県一般会計補正予算		
	1 補正予算説明資料	(総括表) 会計課	1 2~6
	2 歳入歳出事項別明細書		7~9
	3 債務負担行為に関する調書		10

【予算関係以外】

議案番号	件名	課名等	頁
議案第5号	鳥取県高齢者、障害者等の移動等の円滑化を図るための信号機等の基準を定める条例の設定について	交通規制課	11~12
議案第24号	損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について	生活環境課	13

報告番号	件名	課名等	頁
報告第2号	議会の委任による専決処分の報告について		
	(7) 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について(平成24年8月10日専決)	監察官室	14
	(11) 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について(平成24年8月27日専決)	監察官室	15
	(12) 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について(平成24年8月27日専決)	監察官室	16
	(13) 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について(平成24年8月27日専決)	監察官室	17
	(14) 警察職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について(平成24年8月31日専決)	警務課	18~19

議案説明資料総括表

警察本部（単位：千円）

課名	補正前の額	補正額	計	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
会計課	16,298,052	58,331	16,356,383	5,695			52,636	
合計	16,298,052	58,331	16,356,383	5,695			52,636	

説明

- ・ [債務負担行為] 〔債務負担行為額〕
「全国植樹祭」警備対策事業 110,006千円
(行事の円滑な実施と警備諸対策に要する経費) 21,597千円

- ・ 警察財産管理費 11,769千円
(留置施設居室内トイレドアの取替え(形状変更)に要する経費)

- ・ ⑨取調べの録音・録画装置整備事業 11,391千円
(取調べ室の録音・録画装置の整備に要する経費)

- ・ [債務負担行為] 〔債務負担行為額〕
通信指令・総合指揮システム運営費 603,685千円
(通信指令システム・総合指揮システムの更新に要する経費) 0千円

- ・ ⑨警察航空機資機材等整備事業 13,574千円
(航空機の整備に必要な補用部品、特殊工具等に要する経費)

平成24年度一般会計補正予算説明資料

9款 警察費

1項 警察管理費

会計課 (内線: 8502)

2目 警察本部費

(単位: 千円)

事業名	補正前	補正	計	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
[債務負担行為] 「全国植樹祭」 警備対策事業	債務負担 行為額 0 7,907	債務負担 行為額 110,006 21,597	債務負担 行為額 110,006 29,504				債務負担 行為額 110,006 21,597	
トータルコスト	201,011	94,011	295,022	(補正に係る主な業務内容)				
従事する職員数	24.0人	9.0人	33.0人	関係機関との調整、契約、実査				

事業内容の説明

1 事業概要

平成25年春の「第64回全国植樹祭」の開催に伴い、行事の円滑な実施、歓送迎者の雑踏等による事故防止及び適切な交通対策を実施するために必要とする経費である。

2 事業計画等

(単位: 千円)

区 分	補正額 (H24年度)	債務負担 行為額 (H25年度)
部隊訓練に要する経費	192	
警衛警備実施計画書の作成に要する経費		26,236
警衛警備実施に必要な装備品経費	16,581	
現地指揮所設置、式典会場等警戒に必要な経費		34,125
車両借上に要する経費		24,864
携帯電話借上に要する経費		3,956
交通規制の広報に要する経費		4,253
歓送迎者対策に要する経費	574	16,164
警備対策課の活動に要する経費	4,250	408
合 計	21,597	110,006

平成24年度一般会計補正予算説明資料

9款 警察費

2項 警察活動費

会計課 (内線: 8502)

3目 交通指導取締費

(単位: 千円)

事業名	補正前	補正	計	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
[債務負担行為] 通信指令・総合指揮システム運営費	債務負担 行為額 0 125,487	債務負担 行為額 603,685 0	債務負担 行為額 603,685 125,487				債務負担 行為額 603,685 0	
トータルコスト	280,775	0	280,775	(補正に係る主な業務内容)				
従事する職員数	19.3人	0.0人	19.3人	仕様書の作成、契約				

事業内容の説明

1 事業概要

事件・事故による被害拡大の防止や犯人逮捕のため、その発生直後における迅速・的確な初動警察活動の重要性は年々増しているところである。県民の期待に応えるためには、1分1秒でも早く事件・事故現場に臨場することが必要不可欠であるが、現行の基幹システムは10年前のシステムで老朽化、陳腐化が進んでおり、平成26年2月末のリース満了に伴い全面更新するものである。

システム名	目的	効果
通信指令	・110番を受理し警察署、パトカー等移動局へ指令 ・緊急配備の指揮 ・事件、事故現場到着時間の短縮	・県民の不安の早期解消 ・犯罪検挙率の向上
総合指揮	・災害等発生時、早期に必要な情報を一元に収集し指示を行う	・被害の拡大防止 ・住民の安全確保

2 事業計画等

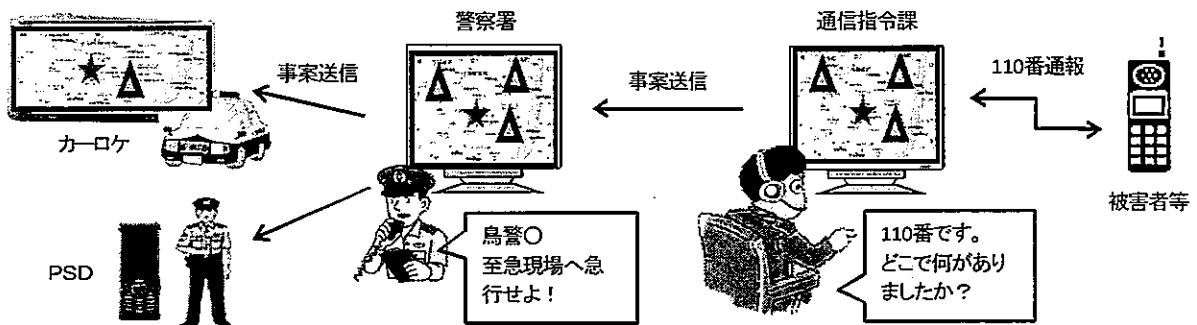
(1) スケジュール等

- 平成25年1月 調達公告
- 平成25年3月 入札、契約
- 平成25年4月～12月 開発、機器調達、設置工事等
- 平成26年1月～2月 試験運用
- 平成26年3月 保守込みリース開始 (平成26年3月～7年間)

(2) 主な機能強化概要

- ア 通報者の位置の特定 (地図での検索) 時間の短縮
概ね90秒が60秒となり、その分現場到着時間が短縮される。
- イ カーロケータ車載端末とPSD端末 (国費整備の「地域警察デジタル無線システム」) の連携
カーロケータ車載端末とPSD端末の位置情報を同一画面上に表示し、最寄りの勤務員に事件・事故情報の送信や逃走経路に勤務員を効果的に配置することができる。
- ウ 初動捜査支援システムとの連携
連携により手配車両のヒット情報を警察署へ事案送信するまでの時間が大幅に短縮され、迅速な逃走犯の確保と早期の被害回復が期待できる。(現在は、通信指令課勤務員の人手を介して警察署へ事案送信している。)

【イメージ図】



平成24年度一般会計補正予算説明資料

9款 警察費

1項 警察管理費

会計課 (内線: 8502)

3目 警察施設費

(単位: 千円)

事業名	補正前	補正	計	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
警察財産管理費	259,433	11,769	271,202				11,769	
トータルコスト	309,318	11,769	321,087	(補正に係る主な業務内容)				
従事する職員数	6.2人	0.0人	6.2人	工事発注、監理、検査				

事業内容の説明

1 事業概要

警察署内の留置施設では、被留置者に対する処遇の適正化と被留置者の自殺防止等を確実に推進するため、各種の施設整備に取り組むほか、看守を行う警察官により被留置者に対する定期的な動静監視、警戒等を実施しているところである。

しかし、全国的には、ドアに衣類等を掛けるなどした自殺(未遂)事案が発生しており、当県では、留置施設内トイレドアの上辺を斜めにカットするなどの対策を講じてきたが、本年4月に同種の自殺事案が発生したところである。

このため、集中留置署である倉吉警察署、米子警察署について、現状のドアを取り替え(形状変更)改修を行い、同種事案の根絶を図るものである。

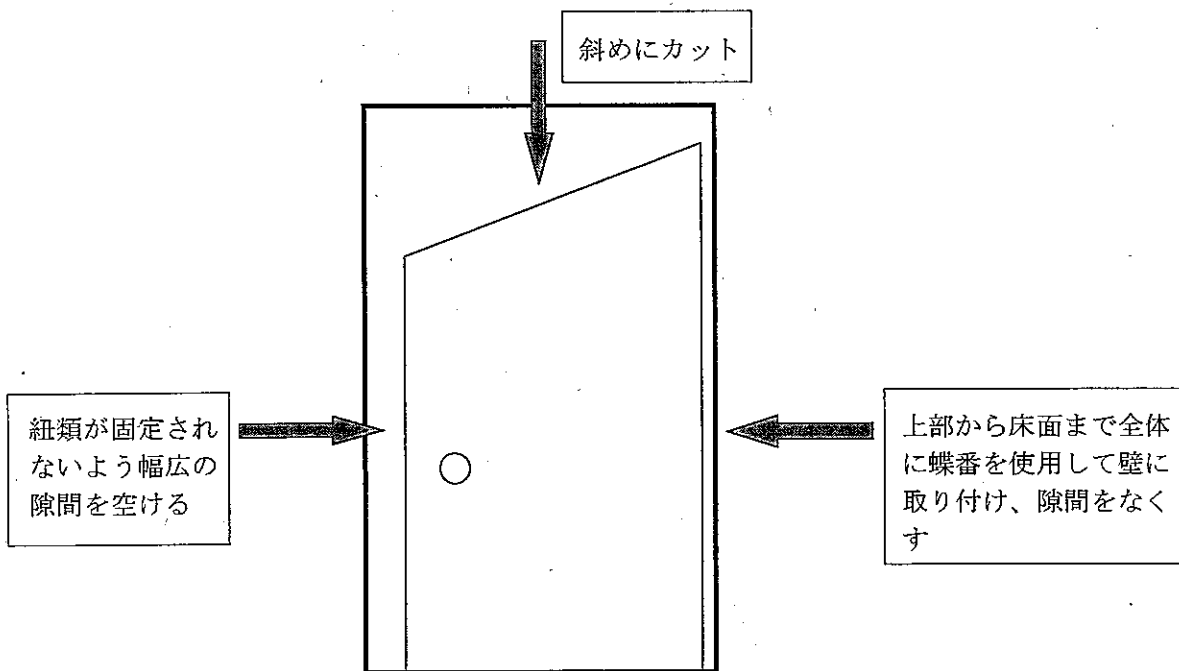
2 事業計画等

(1) 所要経費

区分	金額	備考
倉吉警察署	3,920千円	10室
米子警察署	7,849千円	20室
合計	11,769千円	30室

※鳥取警察署は庁舎新築時に対応済み

(2) ドア改修の例



平成24年度一般会計補正予算説明資料

9款 警察費

2項 警察活動費

会計課 (内線: 8502)

2目 刑事警察費

(単位: 千円)

事業名	補正前	補正	計	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
⑧取調べの録音・録画装置整備事業	0	11,391	11,391	5,695			5,696	
トータルコスト	0	11,391	11,391	(補正に係る主な業務内容)				
従事する職員数	0.0人	0.0人	0.0人	仕様書の作成、契約				

事業内容の説明

1 事業概要

- (1) 裁判員裁判において、裁判員にわかりやすく、かつ迅速な立証が可能となるよう、平成21年4月から裁判員裁判対象事件の一部について、取調べの一部録音・録画の試行が開始された。
- (2) 3年間の試行と国家公安委員長が主催する「捜査手法、取調べの高度化を図るための研究会」による最終報告を受けて、警察庁は平成24年3月に「捜査手法、取調べの高度化プログラム」を策定し、平成24年4月以降警察の行う取調べにおける試行の範囲を拡大することとしたことから、これに必要な録音・録画装置を各警察署等に整備する。

2 事業計画等

(1) 試行対象範囲の拡大

ア 裁判員裁判対象事件に係る試行の拡大 (平成24年4月開始)

対象とする事件を「自白事件」のみから「否認事件」にも拡大し、かつ供述調書の作成状況等取調べの一部に限らず取調べの様々な場面を録音・録画の対象とする。

イ 知的障がいをもつ被疑者に係る事件における試行の開始 (平成24年5月開始)

知的障がいによって言語によるコミュニケーション能力に問題がある等の被疑者の取調べについては、罪種を限定せず試行を開始し、可能な限り広く録音・録画を実施する。

(2) 所要経費

区分	単価	数量	金額
録音・録画装置	1,423,800円	8式	11,390,400円

※鳥取警察署、米子警察署は、国費により整備済み

(3) 施行実施件数

区分	録音・録画の試行実施件数
平成21年中	1件
平成22年中	1件
平成23年中	1件
平成24年7月末	12件

平成24年度一般会計補正予算説明資料

9款 警察費

2項 警察活動費

会計課 (内線: 8502)

4目 装備費

(単位: 千円)

事業名	補正前	補正	計	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
⑨警察航空機資機材等整備事業	0	13,574	13,574				13,574	
トータルコスト	0	15,183	15,183	(補正に係る主な業務内容)				
従事する職員数	0.0人	0.2人	0.2人	仕様書の作成、契約				

事業内容の説明

1 事業概要

警察庁において平成23年度第三次補正予算による警察航空機「さきゅう」(小型単発機)の減耗更新について、更新機が「アグスタ式AW109SP」(小型双発機)に決定し、平成25年2月頃に納入される見込みとなったことから、必要となる補用部品、整備工具、整備支援機材等の購入整備を行う。

なお、当該補用部品等は、更新機の納入時期や使用時期を考慮し、平成24年度から26年度において段階的に整備する。

2 事業計画等

所要経費

区分	金額	備考
機体用補用部品	1,900千円	バッテリー(緊急用電源、エンジン始動用電源)外
機体用特殊工具	5,435千円	バッテリー充放電試験用装置外
整備工具	2,249千円	コンビネーションレンチ、プライヤー外
支援機材	3,990千円	安定化直流電源装置(電気系統の整備時に使用)外
合計	13,574千円	

平成24年度 9月補正予算歳入歳出事項別明細書（警察本部）

（単位：千円）

款 項 目	9 款 警察費									
	うち警察本部						1 項 警察管理費			
	補正前	補正額	補正後	補正前	補正額	補正後	補正前	補正額	補正後	
1 俚 酬	150,620		150,620	150,620		150,620	138,612		138,612	
2 給 料	5,432,109		5,432,109	5,432,109		5,432,109	5,432,109		5,432,109	
3 職員手当等	5,301,247		5,301,247	5,301,247		5,301,247	5,301,247		5,301,247	
4 共 済 費	1,906,938		1,906,938	1,906,938		1,906,938	1,905,135		1,905,135	
5 災 害 補 償 費	10,964		10,964	10,964		10,964	10,964		10,964	
6 恩給及び退職年金	39,269		39,269	39,269		39,269	39,269		39,269	
7 貸 金										
8 限 償 費	70,753		70,753	70,753		70,753	56,314		56,314	
9 旅 費	99,944	192	100,136	99,944	192	100,136	48,890	192	49,082	
費用弁償	1,439		1,439	1,439		1,439	1,352		1,352	
普通旅費	94,075		94,075	94,075		94,075	47,254		47,254	
特別旅費	4,430	192	4,622	4,430	192	4,622	284	192	476	
10 交 際 費	500		500	500		500	500		500	
11 需 用 費	802,582	18,268	820,850	802,582	18,268	820,850	415,387	15,236	430,623	
12 役 務 費	367,875		367,875	367,875		367,875	68,972		68,972	
13 委 託 料	571,980		571,980	571,980		571,980	376,293		376,293	
14 使用料及び賃借料	475,194	4,250	479,444	475,194	4,250	479,444	239,781	4,250	244,031	
15 工 事 請 負 費	964,031	11,769	975,800	964,031	11,769	975,800	178,416	11,769	190,185	
16 原 材 料 費										
17 公有財産購入費	31,735		31,735	31,735		31,735	31,735		31,735	
18 備 品 購 入 費	45,739	23,852	69,591	45,739	23,852	69,591	5,262	1,919	7,181	
19 負担金、補助及び交付金	17,696		17,696	17,696		17,696	4,707		4,707	
20 扶 助 費										
21 貸 付 金										
22 補償、補填及び賠償金	43		43	43		43	43		43	
23 償還金、利子及び割引料	15		15	15		15				
24 投 資 及 び 出 資 金										
25 積 立 金										
26 寄 付 金										
27 公 課 費	8,818		8,818	8,818		8,818	8,818		8,818	
28 繰 出 金										
予 備 費										
計	16,298,052	58,331	16,356,383	16,298,052	58,331	16,356,383	14,262,454	33,366	14,295,820	
財 源 内 訳	国 庫 支 出 金	313,463	5,695	319,158	313,463	5,695	319,158	4,501		4,501
	地 方 債	193,000		193,000	193,000		193,000	13,000		13,000
	そ の 他	876,517		876,517	876,517		876,517	822,062		822,062
	一 般 財 源	14,915,072	52,636	14,967,708	14,915,072	52,636	14,967,708	13,422,891	33,366	13,456,257

(単位：千円)

款 項 目								2項 警察活動費		
		2目 警察本部費			3目 警察施設費			補正前	補正額	補正後
節	補正前	補正額	補正後	補正前	補正額	補正後	補正前			
1	報 酬	117,714		117,714			12,008		12,008	
2	給 料	5,432,109		5,432,109						
3	職員手当等	5,301,247		5,301,247						
4	共 済 費	1,902,842		1,902,842			1,803		1,803	
5	災 害 補 償 費	10,964		10,964						
6	恩給及び退職年金									
7	賃 金									
8	報 償 費	54,839		54,839			14,439		14,439	
9	旅 費	47,246	192	47,438			51,054		51,054	
	費用弁償	427		427			87		87	
	普通旅費	46,802		46,802			46,821		46,821	
	特別旅費	17	192	209			4,146		4,146	
10	交 際 費	400		400						
11	需 用 費	269,009	15,236	284,245	38,515		38,515	387,195	3,032	390,227
12	役 務 費	61,106		61,106	4,100		4,100	298,903		298,903
13	委 託 料	96,849		96,849	127,918		127,918	195,687		195,687
14	使用料及び賃借料	153,224	4,250	157,474	71,557		71,557	235,413		235,413
15	工 事 請 負 費				178,416	11,769	190,185	785,615		785,615
16	原 材 料 費									
17	公有財産購入費				31,735		31,735			
18	備 品 購 入 費	3,964	1,919	5,883	898		898	40,477	21,933	62,410
19	負担金、補助及び交付金	1,505		1,505	2,027		2,027	12,989		12,989
20	扶 助 費									
21	貸 付 金									
22	補償、補填及び賠償金	43		43						
23	償還金、利子及び割引料						15			15
24	投資及び出資金									
25	積 立 金									
26	寄 付 金									
27	公 課 費	8,428		8,428						
28	繰 出 金									
	予 備 費									
	計	13,461,489	21,597	13,483,086	455,166	11,769	466,935	2,035,598	24,965	2,060,563
財 源 内 訳	国庫支出金	3,757		3,757				308,962	5,695	314,657
	地方債				13,000		13,000	180,000		180,000
	その他	437,608		437,608	86,480		86,480	54,455		54,455
	一般財源	13,020,124	21,597	13,041,721	355,686	11,769	367,455	1,492,181	19,270	1,511,451

(単位：千円)

款 項 目							警察本部合計			
	2目 刑事警察費			4目 装備費			補正前	補正額	補正後	
	補正前	補正額	補正後	補正前	補正額	補正後				
1 報 酬	1,874		1,874				150,620		150,620	
2 給 料							5,432,109		5,432,109	
3 職員手当等							5,301,247		5,301,247	
4 共 済 費	288		288				1,906,938		1,906,938	
5 災 害 補 償 費							10,964		10,964	
6 恩給及び退職年金							39,269		39,269	
7 貸 金										
8 報 償 費	12,215		12,215				70,753		70,753	
9 旅 費	27,427		27,427				99,944	192	100,136	
費用弁償							1,439		1,439	
普通旅費	23,839		23,839				94,075		94,075	
特別旅費	3,588		3,588				4,430	192	4,622	
10 交 際 費							500		500	
11 需 用 費	30,779		30,779	141,588	3,032	144,620	802,582	18,268	820,850	
12 役 務 費	69,215		69,215	1,015		1,015	367,875		367,875	
13 委 託 料	14,624		14,624	14,873		14,873	571,980		571,980	
14 使用料及び賃借料	79,679		79,679				475,194	4,250	479,444	
15 工 事 請 負 費							964,031	11,769	975,800	
16 原 材 料 費										
17 公有財産購入費							31,735		31,735	
18 備 品 購 入 費	9,894	11,391	21,285	19,362	10,542	29,904	45,739	23,852	69,591	
19 負担金、補助及び交付金	7,132		7,132				17,696		17,696	
20 扶 助 費										
21 貸 付 金										
22 補償、補填及び賠償金							43		43	
23 償還金、利子及び別引料							15		15	
24 投 資 及 び 出 資 金										
25 積 立 金										
26 寄 付 金										
27 公 課 費							8,818		8,818	
28 繰 出 金										
予 備 費										
計	253,127	11,391	264,518	176,838	13,574	190,412	16,298,052	58,331	16,356,383	
財 源 内 訳	国庫支出金	38,631	5,695	44,326	56,561		56,561	313,463	5,695	319,158
	地方債							193,000		193,000
	その他	11		11				876,517		876,517
	一般財源	214,485	5,696	220,181	120,277	13,574	133,851	14,915,072	52,636	14,967,708

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額又は
支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

追 加

事 項	限 度 額	前年度末までの支出(見込)額		当該年度以降の支出予定額		左 の 財 源 内 訳			
		期 間	金 額	期 間	金 額	特 定 財 源			一般財源
						国庫支出金	地方債	その他	
	千円		千円		千円	千円	千円	千円	千円
平成24年度 「全国植樹祭」警備対策事 業費	110,006		0	平成25年度	110,006				110,006
平成24年度 通信指令・総合指揮システ ム賃借料	603,685		0	平成25年度から 平成32年度まで	603,685				603,685

<p>条 例 名 等</p>	<p>鳥取県高齢者、障害者等の移動等の円滑化を図るための信号機等の基準を定める条例 の設定について</p>
<p>提 出 理 由 及 び 概 要</p>	<p>1 提出理由 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の一部が改正され、重点整備地区における高齢者、障がい者等の移動等の円滑化のために必要な信号機等の基準について条例で定めることとされたことに伴い、当該基準を定める。</p> <p>2 概要 (1) 重点整備地区において高齢者、障がい者等の移動等の円滑化の促進を図るために設ける信号機、道路標識及び道路標示に関する基準は、次のとおりとする。 ア 信号機 次のいずれかに該当するものであること。 (ア) 音響信号機 (イ) 高齢者、障がい者等が横断するために必要な時間青信号を表示している信号機 (ウ) 歩行者用青信号の表示の残時間を表示する信号機 (エ) 歩車分離式信号機 イ 道路標識 反射材料を用い、又は夜間照明装置を施したものであること。 ウ 道路標示 次のいずれかに該当するものであること。 (ア) 反射材料を用い、又は反射装置を施した道路標示 (イ) 視覚障がい者の誘導を行う突起体のある横断歩道の道路標示 (2) 施行期日は、平成25年4月1日とする。</p> <p>【参考】 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(平成18年法律第91号)(移動等円滑化基本構想) 第二十五条 市町村は、基本方針に基づき、単独で又は共同して、当該市町村の区域内の重点整備地区について、移動等円滑化に係る事業の重点的かつ一体的な推進に関する基本的な構想(以下「基本構想」という。)を作成することができる。 2 基本構想には、次に掲げる事項について定めるものとする。 一 重点整備地区の位置及び区域 二 生活関連施設及び生活関連経路並びにこれらにおける移動等円滑化に関する事項 三 生活関連施設、特定車両及び生活関連経路を構成する一般交通用施設について移動等円滑化のために実施すべき特定事業その他の事業に関する事項(旅客施設の所在地を含まない重点整備地区にあっては、当該重点整備地区と同一の市町村の区域内に所在する特定旅客施設との間の円滑な移動のために実施すべき特定事業その他の事業に関する事項を含む。) 四 前号に掲げる事業と併せて実施する土地区画整理事業、市街地再開発事業その他の市街地開発事業に関し移動等円滑化のために考慮すべき事項、自転車その他の車両の駐車のための施設の整備に関する事項その他の重点整備地区における移動等円滑化に資する市街地の整備改善に関する事項その他重点整備地区における移動等円滑化のために必要な事項 3～12 (略) (交通安全特定事業の実施) 第三十六条 第二十五条第一項の規定により基本構想が作成されたときは、関係する公安委員会は、単独で又は共同して、当該基本構想に即して交通安全特定事業を実施するための計画(以下「交通安全特定事業計画」という。)を作成し、これに基づき、当該交通安全特定事業を実施するものとする。 2 前項の交通安全特定事業(第二条第二十八号イに掲げる事業に限る。)は、当該交通安全特定事業により設置される信号機等が、重点整備地区における移動等円滑化のために必要な信号機等に関する主務省令で定める基準を参酌して都道府県の条例で定める基準に適合するよう実施されなければならない。 3～6 (略)</p>

鳥取県高齢者、障害者等の移動等の円滑化を図るための信号機等の基準を定める条例（案）

（趣旨）

第1条 この条例は、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号。以下「法」という。）第36条第2項の規定に基づき、同項の交通安全特定事業により設置する信号機、道路標識及び道路標示に関する基準を定めるものとする。

（用語の意義）

第2条 この条例において使用する用語の意義は、道路交通法（昭和35年法律第105号）で使用する用語の例による。

（信号機に関する基準）

第3条 信号機に関する法第36条第2項の条例で定める基準は、次のいずれかの信号機であることとする。

- （1） 人の形の記号を有する青色の灯火の信号（以下「歩行者用青信号」という。）を表示する信号機であつて、次のいずれかに該当するもの
 - ア 歩行者用青信号の表示を開始し、又は当該表示を継続していることを視覚障がい者に伝達するための音響を発することができるもの
 - イ 歩行者用青信号の表示を継続している時間が法第2条第1号に規定する高齢者、障害者等の道路の横断に通常要すると認められる時間以上であるもの
 - ウ 歩行者用青信号の表示を継続している間、当該表示が終了するまでの時間を表示することができるもの
- （2） 交差点において歩行者用青信号を表示する信号機及び当該信号機と一体的に交通整理を行うことができる信号機であつて、歩行者用青信号に従って歩行者又は自転車が道路を横断することができる間は、当該交差点における車両又は路面電車の交通整理を行う信号機のいずれもが当該車両又は路面電車に対して当該道路を通行できる信号を表示しないもの

（道路標識に関する基準）

第4条 道路標識に関する法第36条第2項の条例で定める基準は、反射材料を用い、又は夜間照明装置を施した道路標識であることとする。

（道路標示に関する基準）

第5条 道路標示に関する法第36条第2項の条例で定める基準は、次のいずれかの道路標示であることとする。

- （1） 反射材料を用い、又は反射装置を施した道路標示
- （2） 横断歩道であることを表示する道路標示であつて、視覚障がい者の誘導を行うための突起が設けられたもの

附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

区 分	損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について
提 出 理 由 及 び 概 要	<p>1 提出理由</p> <p>法律上県の義務に属する猟銃の所持許可の欠格事由に係る誤教示による損害賠償について和解し、及び損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。</p> <p>2 概要</p> <p>(1) 和解の相手方 鳥取市 個人</p> <p>(2) 和解の要旨 県は、損害賠償金17,250円を支払うものとする。</p> <p>(3) 和解の概要 鳥取県鳥取警察署所属の職員が、和解の相手方の猟銃所持許可の欠格期間を誤って短く教示したことにより、和解の相手方が、猟銃を銃砲店に保管委託し、また、欠格期間中に所持許可更新申請を行った。</p> <p>これらに係る費用は、欠格期間を誤解したことにより負担されたものであるため、和解の相手方が負担した費用の一部を支払うことで和解しようとするものである。</p>

<p>区 分</p>	<p>議会の委任による専決処分の報告について (7) 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について (平成24年8月10日専決)</p>
<p>提 出 理 由 及 び 概 要</p>	<p>1 提出理由 法律上県の義務に属する交通事故による損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、平成24年8月10日専決処分をしたので、本議会に報告するものである。</p> <p>2 概要 (1) 和解の相手方 東伯郡北栄町 個人 (2) 和解の要旨 県側の過失割合を10割とし、県は、損害賠償金275,174円を支払うものとする。</p> <p>(3) 事故の概要 ア 事故発生年月日 平成23年7月29日 イ 事故発生場所 東伯郡琴浦町大字徳万地内 ウ 事故の状況 鳥取県米子警察署所属の職員が、公務のため小型乗用自動車を運転中、前方の注意を怠ったため、赤信号により前方で停止しようとしたと減速した和解の相手方所有の軽乗用自動車に追突し、同車両が破損したものである。</p>

区分	<p>議会の委任による専決処分の報告について</p> <p>(11) 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について</p> <p>(平成24年8月27日専決)</p>
提出理由及び概要	<p>1 提出理由</p> <p>法律上県の義務に属する交通事故による損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、平成24年8月27日専決処分をしたので、本議会に報告するものである。</p> <p>2 概要</p> <p>(1) 和解の相手方</p> <p>甲 岡山県倉敷市福江488番地 水島アセチレン工業株式会社 代表取締役 名越一品</p> <p>乙 米子市 個人</p> <p>(2) 和解の要旨</p> <p>県側の過失割合を6割とし、県は、物的損害に対する損害賠償金360,612円を甲に支払うものとする。</p> <p>また、県は、人身損害に対する損害賠償金381,655円を乙に支払うものとする。</p> <p>(3) 事故の概要</p> <p>ア 事故発生年月日 平成22年10月4日</p> <p>イ 事故発生場所 東伯郡琴浦町大字松谷地内</p> <p>ウ 事故の状況</p> <p>鳥取県警察本部刑事部捜査第一課所属の職員が、公務のため普通乗用自動車を運転中、交差点に進入した際、左方道路から進行してきた和解の相手方乙が運転する和解の相手方甲所有の小型貨物自動車と衝突し、双方の車両が破損するとともに、和解の相手方乙が負傷したものである。</p>

<p>区分</p>	<p>議会の委任による専決処分の報告について (12) 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について (平成24年8月27日専決)</p>
<p>提出理由及び概要</p>	<p>1 提出理由 法律上県の義務に属する交通事故による損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、平成24年8月27日専決処分をしたので、本議会に報告するものである。</p> <p>2 概要 (1) 和解の相手方 島根県安来市 個人 (2) 和解の要旨 県側の過失割合を10割とし、県は、損害賠償金293,706円を支払うものとする。</p> <p>(3) 事故の概要 ア 事故発生年月日 平成23年7月6日 イ 事故発生場所 西伯郡南部町諸木地内 ウ 事故の状況 鳥取県警察本部生活安全部自動車警ら隊所属の職員が、公務のため小型乗用自動車を運転中、待避所において右方向に転回しようとした際、後方から進行してきた和解の相手方所有の軽貨物自動車と衝突し、双方の車両が破損したものである。</p>

区分	<p>議会の委任による専決処分の報告について</p> <p>(13) 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について</p> <p>(平成24年8月27日専決)</p>
提出理由及び概要	<p>1 提出理由</p> <p>法律上県の義務に属する交通事故による損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、平成24年8月27日専決処分をしたので、本議会に報告するものである。</p> <p>2 概要</p> <p>(1) 和解の相手方</p> <p>倉吉市下福田373番地</p> <p>有限会社大田金松園 代表取締役 大田 千賀代</p> <p>(2) 和解の要旨</p> <p>県側の過失割合を9割とし、県は、損害賠償金82,782円を支払うものとする。</p> <p>(3) 事故の概要</p> <p>ア 事故発生年月日</p> <p>平成24年1月14日</p> <p>イ 事故発生場所</p> <p>倉吉市福光地内</p> <p>ウ 事故の状況</p> <p>鳥取県倉吉警察署所属の職員が、公務のため普通特種自動車（パトカー）を緊急自動車として運転中、交差点に進入した際、左方道路から進行してきた和解の相手方所有の小型乗用自動車と衝突し、双方の車両が破損したものである。</p>

<p>区 分</p>	<p>議会の委任による専決処分の報告について (14) 警察職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について (平成24年8月31日専決)</p>
<p>提 出 理 由 及 び 概 要</p>	<p>1 提出理由 原子力災害対策特別措置法の一部改正に伴い、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、平成24年8月31日専決処分をしたので、同条第2項の規定により、これを本議会に報告するものである。</p> <p>2 概要 (1) 東日本大震災の被災地における作業に係る災害応急手当の特例について定めた規定中、引用している原子力災害対策特別措置法の条項を改める。 (2) 施行期日は、原子力規制委員会設置法の施行の日とする。</p>

警察職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例（案）

警察職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和29年鳥取県条例第40号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>（施行期日）</p> <p>1 略</p> <p>（東日本大震災の被災地における作業に係る死体取扱手当の特例）</p> <p>2 略</p> <p>（東日本大震災の被災地における作業に係る災害応急手当の特例）</p> <p>3・4 略</p> <p>5 第18条第1項に規定する場合のほか、職員が次に掲げる作業に従事したときは、災害応急手当を支給する。</p> <p>（1）略</p> <p>（2）原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）<u>第20条第2項</u>の規定に基づく原子力災害対策本部長の地方公共団体の長に対する指示（以下「本部長指示」という。）により警戒区域に設定することとされた区域（前号、第4号及び第5号に規定する区域並びに本部長指示により避難指示解除準備区域に設定することとされた区域を除く。）において行う作業</p> <p>（3）～（5）略</p> <p>6・7 略</p>	<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>（施行期日）</p> <p>1 略</p> <p>（東日本大震災の被災地における作業に係る死体取扱手当の特例）</p> <p>2 略</p> <p>（東日本大震災の被災地における作業に係る災害応急手当の特例）</p> <p>3・4 略</p> <p>5 第18条第1項に規定する場合のほか、職員が次に掲げる作業に従事したときは、災害応急手当を支給する。</p> <p>（1）略</p> <p>（2）原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）<u>第20条第3項</u>の規定に基づく原子力災害対策本部長の地方公共団体の長に対する指示（以下「本部長指示」という。）により警戒区域に設定することとされた区域（前号、第4号及び第5号に規定する区域並びに本部長指示により避難指示解除準備区域に設定することとされた区域を除く。）において行う作業</p> <p>（3）～（5）略</p> <p>6・7 略</p>

附 則

この条例は、原子力規制委員会設置法（平成24年法律第47号）の施行の日から施行する。